

第六十一回 参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和四十四年四月一日(火曜日)

午前十一時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 任田 新治君
理事 宮崎 正雄君
中村 波男君
矢山 有作君
藤原 房雄君

委員 亀井 善彰君
河口 陽一君
久次米健太郎君
小林 国司君
櫻井 志郎君
田口長治郎君
高橋雄之助君
温水 三郎君
森 八三三君
和田 鶴一君
足鹿 覺君
杉原 一雄君
武内 五郎君
達田 龍彦君
鶴田 哲夫君
沢田 実君
向井 長年君
河田 賢治君

國務大臣 農林大臣 長谷川四郎君
政府委員 農林政務次官 玉置 和郎君
農林大臣官房長 大和田啓氣君
農林省蚕糸園芸局長 小暮 光美君

水産庁長官 森本 修君
事務局側 常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。本案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○武内五郎君 私は、本案に関連いたしました若干質問したいと思ひますが、大体次のような要項を申し上げますのでお答えをいただきたい。

第一は、昭和四十四生糸年度の基準価格の決定の問題。第二は、糸価に関連いたしました、昨年以來糸価が非常な変動を見せておりますので、そういう不安に対する政府の対策をお伺いしたい。

第三は、輸入生糸に関する問題。第四は、これらの問題に関連いたしまして、先月の上旬に持たれた蚕糸業の危機突破大会がありましたが、ここで重要な蚕糸事業に関する要請が決定されておるはずでありますので、それに対して今日の蚕糸の危機についての政府の対策がどういうふうになつてゐるか、それを伺いたい。さらに第五といたしまして、低開港国に対して蚕糸事業の投資輸入の傾向が見られるので、それに対する政府の考え方を伺つておきたいと思ひます。

まず第一にお伺いしたいのは、繭糸価格安定法

第四条に基づいて、昭和四十四年度の糸価の決定を見たという話であります。その内容と本年度の糸価に対する政府の基本的な態度、方針、こういうものをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(長谷川四郎君) 糸価の問題は内外とも非常にいろいろな複雑な問題がかもされてきておりますが、特に日本の生糸というものは、かつての日本の輸出の大宗をなしており、その伝統にありまして、また現在やっておりますところの総合農政の上から見ましても最も重要な作物でございます。こういうような観点に立ちまして、これらを十分留意しながら今年度の価格決定に当たつたのでございますが、今回の価格の決定は、最高価格が七千円、最低価格五千四百円、それから最低繭価が七百二十六円、キログラムでございます。基準糸価を六千円と決定いたしましたような次第でございます。

○武内五郎君 今年度の糸価に対する各方面からいろいろな要求が出ておつたやうであります。大別いたしまして、製糸家側の要求、糸屋の要求、次は養蚕を通じた養蚕家の要求、組合製糸を通じて要求、いろいろな要求がありまして、それぞれ立場でそれぞれの色彩を持った要求が出ておつたのであります。私はいすれにいたしましてもこの本年度の糸価の要求というものは、ここ数年來の、特に経済成長政策の実施以來、諸物価の著しい騰貴の中で、常に糸価決定は養蚕家の立場というものをほとんど無視した形で決定されておる。今年に至つていろいろな物価の騰貴が生活の面やあるいは生産費の面において著しくあらわれてきておるときに、そういう面ですら第一に苦しんでやつてゐるのは養蚕家であるのに、養蚕家の考え方がいままではほとんど出ていないということ、今年においては何かの形で出てこなければならぬのではないかと考えておる。ところが、私は

どの系統にも属しない立場でものを考えますが、いろいろな要求についてもほとんどそういう養蚕家の苦勞というものは、養蚕家の忍苦というものは全然あらわれていないのではないかと考えます。

御承知のとおり、繭をつくる仕事というのは、これは集中的な作業、しかも短時間で不眠不休の状態である。繭の生産にかかつてゐるわけですから、そこで投下される労働力というのは繭価格の六〇%から七〇%に及ぶものが労働価格であり労働投資である。しかも、労働投資の中でその大部分というのは家族労働、これらが完全に今日無視されておる。米の生産費における労働の報酬でさえも米の生産費の三分の一の程度である。農林省が調査されておられる報告されております繭の粗収益についての労働報酬の調査をみましても、どの年をみても繭の労働報酬に対する他の農産物の労働報酬との対比で十分報いられておるといふ年は全然ないのであります。最近の例を見ましても三十四年には一日の労働報酬として三百八十八円、これが水稲では一千二百九十九円、陸稲で七百八十八円、大麦で二百九十四円、リンゴで千四百七十三円、ナシで四百九十二円、労働収益の少ないというたばこでさえ三百一十一円、こういうふうな養蚕家の労働報酬というものが無視されてきておる。これらが私は今日養蚕の一大危機の原因がここにあるのではないかと思ふ。こういうことに対する糸価決定の考え方が基本でなければならぬと思ふのであります。今年はどういうふうな考え方であるのか糸価決定を計算されたのであるのかお伺いしたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) 本年の生糸価格の決定につきましては、いろいろなお立場、お立場からの要求もございまして、また需給の事情、その他の経済事情というふうなことからいろいろな検討が加えられましたし、糸価決定にあたりまして

は、製糸側からは最近の糸価の推移から見て基準価格を引き下げるべきではないかと強い要求もございまして、六千五百円である基準価格をもう少し下げなければいかぬという点もぜひいふん要求されましたし、養蚕側からは、一応お話しのような、生産費の上昇に見合った基準糸価の引き上げを行なえというお話もございまして、しかしながら本年の糸価の決定にあたりましては、いろいろお立場、お立場からのお話もございまして、たけれども、まあまあ結論としては現実の上に立ってやむを得ないであろう、不満もあるがまずこの辺で本年は妥当であろうという結論になったようなお話もございまして、そう御無理な価格で決定したわけでもない、したがって、もし安定価格が維持できないような場合があるとするならば、いつでも政府は買い上げをいたしますというふうなこともやっております。もう今年に入りましてからも御承知のような買い上げを行なっております。御苦労を無にして、そして生産者を苦しめるといふようなことは、なるべく避けなければならぬ、こういうような立場に立つて本年の価格の決定はいたしたというふうな私達はつもりでおるのでございまして、以下こまかい数字の点がございまして、局長から説明をいたさします。

○武内五郎君 局長からいずれ詳しいことはお伺いしたいと思つておりますが、糸価が昨年来特に非常な動揺が起きた、かつてキロ八千円をこえた糸が六千円を割る状態にまで低下した。そういうような非常に低迷状態が続いてまいりました、私はいずれほかの同僚からも糸価決定についての詳しい質問が出ると思つておりますが、まず私はそういう低迷の状態にあった糸価の混迷を食い止める歯どめになる施策を政府としてどういうふうな形でとったのか、その点からお伺いしたいと思つております。

私はまず、蚕糸事業団法に基づいて政府が、異常な動揺の歯どめのための措置をとることになつてゐるわけでありまして、最高価格をこえた場合に

は、異常な高値にのぼつた場合には、手持ちの糸を吐き出す、あるいは最低価格の状態になつた場合には買い上げるというような措置で市場調整をやることになつておるわけなんです。昨年のきわめて谷の深い、起伏の深い動揺期に、もうこの辺で政府の措置がとられるんだらう、もうこの辺で歯どめ措置が打たれるんだらうというふうな期待を一般国民が持つておつたと思つておりますが、ほとんど見られるような措置がない。特に私奇怪に考えることは、そういう歯どめ措置のための買い上げワケが三万俵あつたはずなんです。買ひ上げの際には、実に小刻みな買い上げが行なわれた。たとえば今年に入つてさへ、二月に二十六日には八十俵、二十七日には五十五俵、二十八日には三十俵、三月一日になつて三十俵、三月三日になつて二十一俵、これらがずっと去年からの累計で一萬五千俵が措置されておる。そういうような全く注射にもならない程度の歯どめ措置、何ら投棄の効果も出ないような措置でしか対策を立てたとするならば、これはおそろしく焼け石に水の状態になつて、かえつて糸価の動揺を大きくしておるのではないかと考えるを得ない。そういうようなことでは、これは歯どめになるはずがない。ことに去年の、私はこれから申し上げたいのでありますが、糸価の動揺の大きな原因といふものは幾つかある。その最もひどいのは外糸の輸入、外国糸の日本の生糸市場に侵入してきたことである。しかも、これが日本の市場を荒すばかりでなく、日本がかつて持つておつた欧州の市場、アメリカの市場にまで著しい勢いで侵入してきた。こういうようなことで、これに対する対策も何もなし。こういうようなことを考え、またさらに、よく口に言われる、内需に対応する価格である、こういうようなことも言われるのであります。内需もさることながら、私はまずそういうような大きな外からの波が日本の糸価を大きく動揺させてきたことはやはりいふまでもない。

特に私はまず第一に、事業団の買い上げの措置が、そういうような小刻みな、きわめて消極的な、全く歯どめにならない状態の措置よりとれなかつたという、その事情をお伺いしたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) 御指摘のように、海外からわが国に輸入をされてきたという、これは見逃すことのできなない大きな問題でございまして、またわが国の生産とあわせて、価格というものが海外輸出の中に引き合いにならなかつた。お話をうかがうに私は繭の価格、糸価というものの、生糸の価格が、ただ単に高ければいいのだというのではなくして、つくればいつでも売れるのだという一つの安定した価格というものを形成することが一番大切なことであらうと考えるのであります。

今日、日本が海外に出す海外市場を奪われたという原因は、日本の糸価の安定のないう、これが一番大きな原因であらうと考えられます。したがって、まず糸価の安定をどこにはかるかという、こういうようなことが考えられなければならぬ、引き合ひが引合ひ合わぬか、おれのほうは安ければいいのだという、そういう問題でもないだろう。そういうことによつて蚕糸事業団の買い入れということになつたわけでもございまして、糸況を今日見ればわかるように、幾らでも買い入れを始めさえすれば糸価が戻ってくる、また幾らか買いさえすれば安定化してくるという、こういうような、数量はわずかであらうとも、そのたびごとと歯どめになつて糸況が安定をしてきていふこと、これは見逃してはならないことだつたと思つてございまして。しかし十二月から一萬五千俵買い、これらが、その中間安定買い入をやって、まだその価格を割るようなことがあつたならば、まだ幾らでも買いましようという、そういうような態勢、そのすなわち歯どめがあるからこそ現在の価格のまずまず安定を保つことができたのだ、こう思つてございまして。したがって、将来にかけて日本の生糸が海外の市場を取り戻そうとするならば、糸価のまず安定を見る

ということが第一の条件でなければならぬ。それによつて、二次製品におきましてもしかりであり、せつかく海外との引き合ひをして、そうして幾ら引き合ひしたから幾ら用意しろといわれても、もう日本の国内の糸価が高騰しておつた、そうして引き合ひてはみたけれども、いまはもう取り消しにしてというふうな事態がかつては多かつた。そういうような結果によつて、海外への輸出量というものが非常に減退したということだけは、これは私たちの知るところでございまして、そういうことのないような安定化をどうしてとるかというの、今日行なわれている糸価安定、中間安定方式だと、このように考えております。したがって農民に、せつかくお話のように生産する方々に対しまして、つくれば最低は幾らならば売れるのだ、引き取つてもらふことができるのだ、売れるのだという、この上に立つて生産にいらしてでもらうということが最も大事なことであらうと考えておまして、今回の、いま御審議願つてゐる法案にいたしまして、そのような基本的な考え方になりまして、本日委員会を開いていただき、そして御審議を願つてゐるように私も承知しているわけでもございまして、お話のように、わずかだつたから、二十萬俵だから、三十萬俵だから、それが何にもならなかつたということではなかつた、そういうふうには私は考えられるのでございまして。

○武内五郎君 ことばにこだわるわけじゃありませんが、私は最近年において糸価の非常に動揺した年は、昭和三十三年、これは減反までやらす、二割減反を農民にしてい、繭の減産を強く要請した年であります。次は、昭和三十八年における繭の蚕糸業界における混乱というものは、これはひどいものであつた。ところが、三十三年の不況というものは、これこそ政府のつとめまいりましていろいろな経済政策が失敗して、どうにもならない経済の大きな不況になつて、購買力の非常な低下した年であります。特にそういう事態に何とかして、特に農民は養蚕だけでも生きていこうじや

○國務大臣(長谷川四郎君) 何といひましても、御指摘のように、欧州におきましても、中共の生糸が五千円弱、日本の価格が六千七百円、これはおとしの価格でしょうが、大体。さらにニューヨークが日本の価格が八千円で、韓国が六千円で

というふうに、海外におきましては、日本の品物は買いたい、品質はよいけれども、買いたいけれども、価格の安定がない、また反面高いという、こういうゆえに輸出が不振になってきておったというところだけ争うことのできない問題だと思つておられます。であるから、今後わが国としては、まずわが国は、中共やあるいはイタリ、さらに韓国、このころはブラジルあたりでもたいへんおつくりになっているようでございますけれども、現在は伝統と歴史あるこの日本の養蚕というものの品質においてはとうてい比較にはならない、こういうような大きな力を持つておるのでございませう。でありますから、価格の安定ということがまず第一の条件なんだ。また農民におきましても生産者におかれましても、決して高いばかりが能でない。安くたかかれるときがあれば何にもならないから、せひ少なくとも安定した価格で、つくれれば幾らで売れるんだというふうな方途を切り開いてもらいたいという、こういうような要求もたくさんございませう。こういうような事情の点も十分考えながら、今後日本の生糸が海外に輸出ができるような方途を切り開いていかなければならない、こういうように考えておるのでございませう。

最後のお尋ねのように、外国産の生糸の輸入が問題となっておりますが、最近における輸入事情は、いまだ緊急事態にまでは立ち入っていないけれども、相当大きな国内の養蚕業者に打撃を与えているというところは御指摘のとおりでございます。これらに關しましては、今後緊急の事態が生ずる場合は緊急の事態に即した処置を講じてまいると、こういうような考え方でございませう。したがってまず生糸の安定を目ざして今後の事業団等の買入れ等を行なつておるわけでございませうが、さらに一段と力を入れて、そうしてまずお話しのような伝統と歴史のある日本の生糸の海外輸出にさらに専念をいたしていきたい、このように考えておるわけでございませう。

○武内五郎君 衆議院の予算委員会第四分科会の

二月二十五日の議事録に、小暮局長が高田委員の質問に対してやはりそういうような、同じようなお答えをしておるわけですね。それによると、実にきわめて樂觀した態度、小暮局長はなかなか大人物で、そういう危地に立つても動揺しない局長であります。現在の状況の見方でございますけれども、先ほど申し上げましたように国内の糸価が一ころの七千九百円といったような状況から六千円から五千円まで下がつてまいりました。その間、たとえば中共からの輸入は急激に減つております。しかも中共から現在入つております糸は、日本の規格でいいますとむしろD格に相当するような、日本ではつくつておらない下級品であります。韓国からはなお若干の輸入がございませうが、これも大体六、七割については保税加工ということ、国内市場には入つてまいりません。そういうような状況で、国内の価格がやや下がりまして、軟調になつて、中間安定をはかつておるような状況になりますと、輸入が細つてくるというふうな状況に現状ではあるわけでございませう。きわめて樂觀をしておるわけでございませう。実は中共の糸というものはそれほど悪くないというのが糸屋方面からの話である。それが非常におそろしいんだと、こういう話であります。日本の最近の自動糸機は非常に能力がある、三、四割ぐらい能力がいまままでの機械よりあがつておるようであります。だから、能力があがつるが、実はそこから出てくる糸の質というものはこういう悪口を言われておる、針金生糸、弾力性がなく、非常に弾力性が悪いんだそうです。生糸の生命であります弾力性が非常に低い。ところが中共の糸はそれがきわめて少ない、弾力性が十分ある、こういうことであります。決して日本の糸に劣るどころではない、同格以上の良質のものが出ておるということなんです。あります。それがおそろしいというんです。製糸界ではそれがおそろしいと、こう言つておる。局長はなほだ樂觀している。いま大臣もそれを受けられてお話しになつておるようでありますが、たいへんな問題だと思ひます。価格といい、質と

いい、これはもう人海戦術でつくつてくる中共の糸にとつては相手になることができないときが来るのじやないかと考えておる。おそろしいことだと思ふんですが、こういう御答弁をされておる。する局長なら、どういふふうにかへられますか。○政府委員(小暮光美君) 今日日本の養蚕業の直面したております状況は、先ほど来いろいろとお話し合ひのございましたように、特に先生が語る申されました一昨年の非常に高い糸の価格、これが国内の場合の生産も刺激いたしましたけれども、他面、輸入も刺激したというふうなことがございませう。その後二年間続きまして、国内ではきわめてよい繭の生産がございました。昨年は十二万トンという戦後最高の取引量になるといふことで、一昨年の高価格が国内を刺激したことはきわめて明らかでございます。しかし、御承知のように糸の取引はわりあい長期の商取引でございませうから、輸入のほうも当時の七千円以上のような価格を背景としていろいろ制約されましたものが、その後において生産されて輸入されてくるというふうなことがございまして、国内の供給も潤沢になり、輸入のほうも急にとはまらないう、こういう形で、昨年末に御承知のような糸価の低迷を見たというふうにかへておられます。ただ、たゞいま御指摘のときの答弁にも申し上げましたように、きわめて一、二カ月の状況だけを見てもその判断をいたしますだけでなしに、ちやうど一年間というところで、糸価が非常に高かつた昭和四十二年、年の半ばから糸価がかなり急激に下がつてまいりました四十二年、この二年間を比較してみますと、三万俵輸入していたものが二万俵の輸入に減り、かたがた三千俵しか輸出ができなかつたものが、九千俵の輸出ができるようになったというところで、やはり価格というものを通じましてそこに経済の動きが顕著に出てまいつております。このことは日本の養蚕業がまだまだ生産合理化の努力並びに価格安定の努力を通じておると、国際的な競争場裏に戦つていく力を残しておるといふことを示唆するのではないかとおもうに考

えます。ただ御指摘のように近年非常に機械の能力が上がつてまいりました。労賃がだんだん高いものでございませうから、できるだけ省力化した生産をやりたいというところで高速機械というものを使いますと、糸の質に若干問題があるということ、これは先生の御指摘のように業界でも非常に懸念いたしました。先ほど大臣からもお答えがございましたように、日本生糸の伝統的な品質的な有利というものを確保するために、今後とも業界と私も相ともに研究してこの点はつとめてまいりたいというふうにかへておられます。○武内五郎君 いまの局長の答弁の中からも言へることは、韓国の糸が六、七割も保税加工されて、これは日本の糸価を圧迫しないんだというふうな衆議院では言つておるんです。このことについて漏れておる。私はなるほど保税工場からそのまゝ船に積まれて日本を求めてアメリカやその他に入つてくるかもしれない。同時にそれは、日本産の糸を持つていくというところに対する圧迫になってくる。これを私はどういふふうにかへておるのか、これが局長のいまの答弁から漏れておるのか、で、どういふふうにかへておるのか。○政府委員(小暮光美君) いま御指摘のように保税加工ということになります場合は、日本の繭なり糸なりが高いときに韓国産の比較的割安の糸を使ひまして、日本の織物業者がやはり操業を維持するといふ意味で委託を受けまして、日本国内で保税という措置のもとにこれを織物にして輸出するといふことでございませうから、御指摘のように日本の織物というものがアメリカなりヨーロッパなりに出てまいりますこと、その限りにおいては競争競争に相なります。しかしこのことはやはり基本的に、今日の日本の養蚕業と韓国の養蚕業との競争関係というものの一つの側面でございます。先ほど来申し上げております品質上の特性というものもございまして、今後糸価の安定と同時に、品質面での努力、くふうというふうなことを通じて競争力をさらに強めたいというふうにかへ

ておるところでございます。

○武内五郎君 大臣はたぶん衆議院の予算委員会での御答弁であらうと存じますが、輸入生糸に対する課徴金を課す、課したらどうかと考えているというようなことを仰せられておるようでありますが、これは輸入生糸に対する一つの手段として考えられたと思うんですが、いまでもそういうふうに考えるか。

○国務大臣(長谷川四郎君) どうもちょっと私がそういうような発言はした覚えはないんですけれども、しかし、何といつても国内産の生糸はあまりにも圧迫されるというような事態が生ずる場合は緊急措置をとらなければならぬということだけは常に申し上げておるところでございますけれども、課徴金というのはちよつと発言したような考え方はないんですが、何かの間違いかと思ひます。

○武内五郎君 いずれこれはあとでそういう機会があるかと存じますが、先月韓国の生糸製糸業組合の金智泰という理事長が日本に来ました。この人はいろいろ日本の蚕糸業界のおえら方にお会いして話合ひになっておるようでありますが、そのときにこういう発言をして、かなり業界に大きな波紋を起しておる。それによりまして、「日本では韓国の生糸が日本の市場に侵入してきてたいへん困りだ、もしそんなに困られるならば韓国では日本には輸出は差し控えてもいいと考えております」、こういう発言をして業界に大きなショックを与えておる。同時に、業界はこれに対して、政府がどう対処するか、その出方をかなり注意して見ておるという状態だと承わっておりますが、どういうように考えておりますか。

○政府委員(小暮光美君) 御指摘のように、先般韓国の生糸の輸出組合の幹部の方が、韓国としてヨーロッパに輸出宣伝のための駐在所を設けるといふ仕事をもちまして、その道すがら日本に立ち寄ったわけでありまして、日本は御承知のように前からリヨンに生糸の消費拡大のために事務所を

持つておりまして、ヨーロッパにおいてはそういう活動の経験では日本のほうが先輩であります。

韓国の輸出組合は日本のこれまでのヨーロッパでの輸出についてのそういう駐在員のあり方といったようなことについても教えてほしいというようないふことがございました。もちろん商売がたきでございまして、日韓友好ということでもございまして、韓国のイタリアのミラノに駐在所を設置することにつきましては日本の業界もいろいろこちらの経験をお教え申し上げるということで、きわめて友好裏に協力したというような経過もございました。そのミラノの事務所開設式に行く道すがら東京で日本の絹業関係の幹部とお会いして、日本が糸価安定のためにこれだけ努力しているときに、韓国の関係業者としても決して無関心ではおれない。そこで、できるだけヨーロッパに

韓国の糸の販路を見出すことに努力するという気持ちとあらはらに、日本が糸価安定に努力している間は糸の輸出をもっと自粛するように韓国内においても業界として話し合ひたいということをお願いしたわけでございます。これはもちろん商売の話でありまして、韓国としても、韓国の織物業者という立場もございまして、この方は生糸の輸出商であると同時に、韓国でも有数の織物業者という立場からは、日本だろうと韓国だろうとを問わず糸価があまり高騰するということ望ましくないといふたようなことがございます。逆にまた低迷するために反発することもあるまいかといふこともありますから、日本、韓国という立場からお互いに糸価安定の努力をしなければならぬというところはそれとありまして、その善意を私もききわめてすなおに受け取っているわけであり

ます。ただこうした話し合ひは、自由貿易という前提で、国と国との間の話にはいきなりまいりません。やはり関係業界が十分意思の疎通をはかつて、要は内外を含めて生糸の安定的な消費の拡大をいたしますことが共通の目標になるわけでございます。そういう点で共通の場を求めて今後とも話し合ひを続けてまいりたい、かように考えておるところであります。

○武内五郎君 だからこそ大臣、どういう対処をして、即応する対策を持つておるかお伺ひしたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) 韓国との話しです。——いま局長が申し上げましたように、韓国から、日本が生糸が低迷しているというようなお話であるから、韓国からは日本に輸出を当分控えておきましよう、こういうような好意的なお話があったというところは承つておりますけれども、あくまで民間ベースの話でありまして、私たちが立ち会つてそういう話を受けたことでもございませんで、民間同士の話がそのように話し合ひが進んだ、こういうようなお話だけを承つておるのでござい

ます。

○武内五郎君 私はそれは民間同士の話し合ひであるかと存じますが、しかしこれを政治的にやはり指導監督する必要がある、その対策を実は伺つたのであります。もし今日その対策がなるとするならば御検討願ひたい。そういうふうないろいろの材料が出てきております。私は蚕糸対策といふものの確固たる樹立というものが今日必要なきにたつてきておる、たいへん危機に當面するのではないかと考えざるを得ない。大臣の深い御考慮をお願い申し上げたいと思ひます。とにかくそういうふうな、まず、何といつても基本は日本の蚕糸業、養蚕業を守るといふ立場から対策を立てることが必要だと存じますので、そういうことで対策の確立をお願い申し上げたい。今日のような非常な混乱の状態、昨年なんかは非常にその混乱の打撃を受けて、四十二年に価格の上昇に乗じてもうけた郡是が、その後せつかくもうけたものを吐き出さざるを得なかつたというやうな報告もあり、それに準じて中小製糸業者があるいは倒産したり、あるいは操短せざるを得なかつた、いろいろのことがありますので、これらの問題それ自体が示す、私は企業の危機だと考える。

その対策を急がれることが私は大事だと思ひますが、深甚なる考慮を大臣にお願いしたい。

次に私は、最近日本蚕糸事業団監事の大村清之助を団長とした日本の蚕糸界の人々が、農林省の園芸局の蚕糸課長をまじえてタイの養蚕開発協力事業の調査に行かれたはずであります。その調査の趣旨と調査されてきた内容について概略御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(小暮光美君) 先般事業団の監事の大村氏を団長とした小人数の調査団がタイ国に参りまして、タイ国に養蚕の技術を普及することの可能性についての調査をいたして帰つております。この趣旨は、たしか一昨年だつたと思ひますが当時の農林大臣がタイ国へおいでになりまして、いろいろ農林面からの日本とタイ国の意見の交流を行なつたことがございまして、その際タイ国側から、そういった面での養蚕関係の世界で一番先進国である日本の技術的助言を得たいという申し出がございまして、それらの話し合ひをもとにして、最近に至つてその調査に参つた、こういうこととでございます。

○武内五郎君 これは昨年のことであります。が、昨年の秋、片倉と伊藤忠が提携してパラグアイに資本金十億円の蚕糸会社を設立しようといふ計画がありました。これはまゆを日本へ持つてきて日本で加工して輸出または内需等に応じようといふ考え方であります。ところがなままゆの持ち込みは禁じられておるのでそれはやめて製糸に切りかえたという話なんでありまして、今日私は、これは決して悪いとは思ひぬ。悪いとは思ひぬが、特にこれは最近唱えられております資本の輸出——けれどもその前に私は、先ほど申しましたように、日本の生糸の、日本の養蚕の安定した施策といふものが必要ではないか。こういういわゆる開発投資、養蚕界における開発投資について大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(長谷川四郎君) どうもお尋ねの件ですが、私はその経緯はよく存じませんので局長か

ら答弁させます。

○政府委員(小暮光美君) 民間の企業がパラグアイの日系の移住者との間でいろいろと話し合いをいたしましてパラグアイに養蚕を移植したいというのをいろいろ計画しておられることは私も聞いております。先ほど先生からも御指摘ございましたように八千円前後になるような非常に高い糸価がついて一昨年にあったわけでございます。これは日本の対米輸出が国内の糸価高のために急速に低下するといったような事情を背景として、パラグアイの日本移住者の養蚕というものと、パラグアイからアメリカ市場への輸出というようになるとがでないものかどうかというのを考え、あるいは企業のごときでございますからいろいろなことを考えたと思いますが、そういった面での計画があったようにございます。

なお、こういった個々の問題につきましては、私も直接これについてどうとこの席で申し上げるのは差し控えたいと思いますが、一番基本的に、養蚕については日本が御承知のように技術面で進んだ国でございます。多数の優秀な技術者を持つておられるというところから、その面での協力を求められることがいろいろあるわけでございます。生糸全体の国際的な需要の拡大ということから考えますと、国際商業的に流通します生糸の最も中心的な市場は、申し上げるまでもなくニューヨークとリヨンでございますが、そのほかにも、たとえば中近東の辺境地帯、あるいはアジアでも蒙古その他あちこちの地帯でかなり絹製品そのものは現実に生産され、需要されているわけでございます。こういうものは国際市場にはまともに出てまいりませんけれども、東南アジア等の国から日本に対していろいろな協力を求めてまいります。あるいは蚕種がほしいというように種をほしがってまいるといったようなことで、そういった地帯でそれぞれ地場の消費ということで若干の生糸の消費はございまして、そういうものを、やはり地元の農業の振興という角度からいろいろお取り上げになるものを、日本が先進的な技術を持つて

ておることのために協力を求められる、これに充分の協力をいたすということは国際親善の見地から妥当であろうかというふうに考えております。

○武内五郎君 私もうやめようと思うが、結論として、糸価の動揺に対する対策として今日最大にして最小にとられる糸価安定法に基づくもの、それに伴う蚕糸事業団の機能の発動、その中で、たとえば日本の生糸並びに養蚕に対して異常な打撃を与えるような状態になってくるとその機能が直ちに即応できるような形になっていかぬやならないと思う。たとえば、先ほど申し上げましたように、こま切れ買い上げというようにすることはこれはもう対策にならぬ。今日三万俵のワクがあるはずなのであります。もし三万俵で足らぬ場合はワクの拡大というものが必要になってくるんじゃないか。それらについての対策、また、場合によつたら、金がないならば何らかの債務保証等の形において即応できる体制というものがとられなかならぬと思う。そういうようなことについて大臣のお考えをお伺いして終わりたいと思ふ。

○政府委員(小暮光美君) 大臣のお答えをいただきます前に、事務的な点を一、二ちよつとあらかじめ申し上げておきます。

御承知のように、中間安定というところで買い上げを行ないます場合の一事業年度の買い上げの限度量を、三万俵ということに現在政令で定めております。このことの趣旨は、中間安定というのは国費による無制限な買い上げはございせん。先ほど来御議論のございました基準糸価、基準糸価に見合う基準絹価というものを製糸家が養蚕家に対して取引の前にかかじ最小限度をこまの絹価は保証するというのをいたすのが骨子でございます。そういう絹価の保証をして取引をして、製糸をしております製糸家であつて、いまの中間安定のための二十億の資金のうちの十億を出資しておる、こういう製糸家が糸の値段が下がつてまいりました場合に、一定量を事業団に売

り上げるいわば権利があるというふうに御理解いただくのが一番わかりいかなと思ひます。そういうものを事業団が一事業年度三万俵を限度としてたな上げして、糸価の中間安定をはかる。こういう仕組みでございますので、現在のところこの三万俵のワク自身を動かす考えはございません。

ただ本年の事情に即して申し上げますと、たまたま御審議をいたしております法案が幸いにして御承認を得られれば、四月以降新たな事業団の年度が始まるということになっております。したがいまして昨日まで、三月三十一日までには一万五千何百俵か買ひましたけれども、これで前事業年度の問題は一応終わりました。四月以降新たに三万俵の買い上げのワクを事業団に設定する。こういう考え方になっておりますので、今日以降も引き続き五千九百俵買い上げを継続する。なお、全体として糸価が異常変動という状況になりまして、いまの三万俵を限度とした中間安定では手に負えないという事態がかりにございまして、最低糸価、今回五千四百円に上げましたこの最低糸価で、これまでは国の特別会計、これからは事業団の特別勘定がこれを買う、こういうことになりまして、この面での資金手当は必要に応じ、政府として十分措置すべきであると考えて、当面百十五億の債務保証は予算上設定いたしております。原資三十億をこれに持たせることになっております。原資三十億をこれに持たせることになっております。勘案いたしまして四十四年度における買い上げには資金量として支障がないというふうに私どもは考えております。

○武内五郎君 どうかで大臣が無制限に買い上げるといふ発言をされておるようですが、その点はどうか。

○政府委員(小暮光美君) 仕事のたてまえとして限度を設けて買うということではありませんが、五千二百円、今度新たに五千四百円ということになります。その最低では買い上げるといふことになるわけでございますが、ただ国並びに政府関係機関の仕事でございますので、予算の範囲内で

これを買ひ上げるといふことが実際上の制約になるわけでございます。ただ、いま申しましたのは、当面予想される需給事情から見て、資金には困らないような予算上の配慮をいたしておるつもりであるということをおし上げたわけでございます。

午後三時二十九分休憩
午後三時四十五分開会

○委員長(任田新治君) これにて午後二時まで休憩いたします。

○委員長(任田新治君) たいいから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案に対し質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○鶴岡哲夫君 大臣にお尋ねをしたいと思います。昨年の十一月に政府が公表いたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」、あれによりまして、五十二年に繭の生産高も六割以上にふえるような形になっております。それから生糸の生産量も六割以上ふえるような形になっているのですが、さらに今度の稲作転換にあたりまして、桑畑に二百五十ヘクタールですか、果樹が五百ヘクタールくらい、蔬菜が三百ヘクタールくらいというふうな観点から見まして、養蚕なり蚕糸というものがこれからもさらに重要な作物として、世にいう選択的拡大の一つとして見なければならぬのではないかと、いろいろに見られるのですけれども、そういうふうな考え方から養蚕あるいは蚕糸を見ておられるかどうか、念のために承つておきます。

○國務大臣(長谷川四郎君) 生糸の需要は、まあ先ほどいろいろお話がございましたのですが、価格の安定というそういう点に重点を置いて、今後長期的に見て海外への輸出は増加をすることができたらう、また増加をするように大いに努力をしていきたい、こういうふうな考え方を、養蚕の振興をはかつていくことが必要である、こ

○国務大臣(長谷川四郎君) 私も養蚕糸に生をうけておりますので、蚕糸局の廃止という点についてはいろいろ陳情して反対したものの一員でございましたけれども、政府の方針でたゞいま御指摘のようなことになったのでございますけれども、今後、たとえば園芸局とは一緒になったといたしましても、蚕糸というものが今日のような趨勢によつて国内消費がふえていき、また国外との輸出の問題もだんだんふえていっているというような実態の上に立つております。そういう上に立つておりますので、蚕糸園芸局とはいひましても、そ

策、それに砂糖類対策、稲作転換対策、その他という六項目に大きく分けてある。その中でこの蚕糸対策の経費というのは去年よりも一二％ふえているわけですね。蚕糸局全体は、先ほど申し上げましたように二四％近い。その半分ということになるのですね、伸び方は。農林省全体の予算は御承知のように一七・五％ですか、伸びたということですね。去年よりもそれよりもぐっと低いですね、一二％。おそらく低いと言わなければならぬ。それに今度、園芸農産物対策、これは三四％の伸びですね。第三項目にあがっている特産農産

す。全く特殊ですよ、蚕糸というのは。私はその特殊性については異議がありますけれども、しかし、二重価格による安定を講じてきた。日本の農産物の中に例をみない農産物だった。その一つの重要な生糸取引所とこの繭の取引所を蚕糸行政からはずしちゃって、そうして、ほかの農産物と画一的に取り扱って農林経済局の商業課に入れるという、そういう考えが私はわからないですね。逐次お考えになるのはいいですよ。蚕糸局がなくなるときに、それもはずしてしまえというようなやり方は、私はいかにもどうにも蚕糸というのはむ

していかなければならないような行政分野であるというふうにも考えられます。それぞれの分野ごとにできるだけ施策の充実をはかるということを考えました結果が、たまたま先ほど御指摘になったような率になっておるかと思えます。旧蚕糸関係と申しますか、蚕糸関係の予算全体といたしましては、やはり長い間に先輩の御努力でいろいろに練られてまいりましたひとつの蚕糸行政のいろいろな仕組みがございます。これらのものを時宜に適した形で実施するように、それぞれ予算の充実をはかつてまいりたいと考えています。

それから、従来、特別会計で実施してありました異常変動防止の仕事を事業団に統合するというのを、今回、法律でお願いしておるわけでありますが、これは後ほどまた御質問に応じていろいろお答えする機会もあらうかと思いますが、国が従来やっておりますのと全く同様の資金力と申しますか、信用力をもつて、異常変動防止の買い上げが行なえますように、いろいろ予算総則において債務保証の規定を設ける等、配慮いたしてございまして、これは、むしろ事業団と国の特別会計が、それぞれ違った角度から価格安定の仕事に取り組むということも、それなりに意義がございましょうが、一つの事業体が、価格安定の問題でございまして、これはあわせ行なうということも施策の進め方としては一つのいき方ではなからうかと、これはまあ行政簡素化の一つの趣旨に即応してということでございまして、決して直系行政を後退させるといふ考え方はございません。

なお、取引所の問題につきましては、確かに取引所の中で、生糸の取引所というのは蚕糸行政と密接な関係がございます。ただ、取引所行政と申しますか、あるいは企業対策といったような、農林省が従来ややと申しますと、もの別にばらばらにやっておりますた行政を、先般の機構改革で農林経済局に特に新たに専管の部を設けまして、この企業流通部において一連の企業対策並びに取引所行政あるいは消費者対策といったようなものを強力に推進したいというようなことから、あのような行政改革が行なわれたと了解いたしております。蚕糸園芸局といたしましても、農林経済局と十分な連絡をとって、生糸取引所の指導監督等には一半の責任を分担してまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 いや、その蚕糸事業団の問題についてはあとで尋ねたいしますが、私が言っていることは、大臣もいささか——ぼくは冒頭に長期見通しからいって、あるいは、今度なさっておられる作付け転換の方向等からいって、養蚕というものを当然重要視しておられるのではないかと、

選択的拡大の一つと言ってもいいんではないかと。そういうふうには重要視しておるにかかわらず、蚕糸局はなくなつたということからくる状況はこうなつておるではないかと、何かがたがたにくずれておるのじやないかと、蚕糸行政というものは——という懸念を私は持ちまして、予算の面から言つても、それは野菜なり果樹等から比べて低いということには——これは局長、何かあなたは低いのがあたりまえみたいなお話ですけれども、これはそうはいかないのですよね、ふやしていかなければならぬ。農林省全体の予算から比べてみても、うんと低いのですから。蚕糸局というのは、それは局がもうなくなつたんだからそうならつたんじゃないかというふうに、ひがんでもみたくなる。

さらにまた、いまと同じの生糸と繭の取引所の關係を蚕糸行政からはずしてしまつたということ
は、ぼくは、今後、これは問題が出てくると思う
んですよ。蚕糸局というのは——私はここで
ちよつと文句を言いたいのですが、蚕糸局とい
うのは、本来、定見がないのですな。もうやめさ
せられるのではないか、やめさせられるのではない
かというようなことで、ぼくはもう蚕糸局とい
うのは定見がなさ過ぎるのではないかというよう
に思うのですがね。

実は私 おとしでしたかね、いまこの蚕糸事業団法が出ましたときに、蚕糸の問題についていろいろ論議したわけなんです、そのときにまず一点は、この二重価格制度ですね、二重の価格制度をとっておられるのですね。その必要があるのかと思うのです。しかも、蚕糸局の特別会計が持っている最高価格、最低価格ということと事業団がやっておる中間安定の動きですね、その価格がうんと接近しているのですよね。うんと接近しちゃっているのですよ。こうなったら、もう蚕糸事業団がやっている価格安定と特別会計がやっている価格安定と同じものじゃないか、どうして二つなければならぬのか、一つに合わしたらどうですかと、ぼくは質問したのです。それは困ると

言ったのです。——困ると言ったのです。今度それを一本にしようというのです。——一本にしようというのです。これはどうも定見ないですね。

それからもう一つ、ぼくは今度これが出たので、見てはじめてわかったのですが、日本絹業協会というのですか、日本絹業協会というところに

農林省がいま二億近い金を出して、當時は、通産省がやはり一億近い金を出しまして、そうして海外の生糸の需要増進のための宣伝をやつていたのですね。まあその金は要らぬじやないか、もうあなな輸出量というのはこれっぽっちじやないですか、話にならない数になつてゐるじやないですか、それをニューヨークとかリヨン、世界各地に事務所を置いて、そんなことをやる必要はないじやないですか、そういう金があるなら生産対策に回したらどうですか、そうしてその事業は必要でしょうから、ジェットロにやらせたらどうですか、——ジェットロにやらせたらどうですかという質問をしたのです。執拗にやつたのですがね、それに對して、いやこれは生糸というのは特殊な商品であつて、ジェットロにやらせるわけにはいかないのだという話でした。私はいまでも記憶しているのですけれども、これは生糸というのは一種の宝石と同じような取り扱いを受けているのだと、だからユダヤ人がやつてゐるのだといううな話までありまして、ジェットロにやらせるわけにいかないのだと言つたのです。そういうおかしなことがあるかと、いまの生糸の輸出の状況からいって、三億近い金を農林省と通産省が出して、海外のこんな宣伝をやつてどれだけ価値があると思う、やらせるなら、もう少し節約して、人件費なんか節約できるのだから、ジェットロにやらせたらいいじやないかと、ぼくが再三言つたのですが、それは困る困るという。今度これを見ましたら、四十四年からそうなつちやつたのです。ジェットロがやるようになったのです。全く定見がなさ過ぎますよ。いままた局がなくなつたから、ぼくは心配にたえないのです。局があつても、そういうだらしのないことだつたので

す。今度は局がなくなっちゃったのだから、局がなくなっちゃったのだから、ぼくはどうもますますだらしのないことになるのじやないかという心配をしているのですがね。何かそれについて局長答弁ありますか。あなたの前の局長のときでな。

○政府委員(小暮光美君) まづ前段の二重価格の安定の仕組みは必要なじやないかという御指摘でございます。これはいろいろと見解の分かれるところだとは思いますが、今日に至るまでの経過をよくよく振り返ってみますと、いわゆる中間安定というものの仕事は、一見生糸の買い入れ、売り渡しによつて安定価格帯の中に価格をおさめる仕事というふうに見えますけれども、これはやはり製糸家が養蚕農家に対してその年の繭の値段をあらかじめ最低の水準で約束するという仕事を前提として、そういう最低の繭価の約束をした製糸家がつくった生糸、しかも事業団に出資して製糸家と申しますか、事業団の中間安定の仕事のために出資をして、その製糸家であつて、基準糸価に見合う基準繭価を養蚕農家に保証しておる。それがみづからつくった糸を、価格が低落いたしましたときに、事業団が一定量買い上げるということ、あらかじめ製糸家が行ないました繭価の保証という仕事とそこで照応させて、その製糸工場にとっては、ある年の糸価で一定水準以下に平均してならないようにしようと、こういう仕事でございますので、形は五千九百円による買いと六千七百年による売りということでございますが、やはりそこに繭の取り引きについての製糸と養蚕との一つの連携、それに伴うみづから出資するということがからまっております。

それから特別会計が従来やっておりました仕事、今回事業団に統合しようとしております事は、これは国の経費あるいは国のリスクで買い入れをやるわけです。別に業界の出資ということとは考えておりません。

それからその場合の買い入れは通常の場合生産費の八五％を下回らない水準ということで糸価

が低落いたしましたときはこれを買い入れる、こういふことでございまして、やはり米の価格の安定といふことをどちらかへおろしておき間は間違いないでございせんけれども、中間安定といふのは非常に具体的な養蚕と製糸とのいわば共同行為といふ色彩がきわめて濃く、特別会計買入れ、あるいは今後異常変動防止を保証しようと思つております。最高最低の価格操作は、これは国が生糸についてある最低限の価格を維持しようといふ考え方でございまして、それとねらうと方法を若干異にいたしております二つの仕組みがございまして、生糸といふ商品の特性から見て必要であらうといふことに私も考へておるわけでございまして。

それから生糸の需要増進の問題につきましましては、確かに一昨年あたりの非常に高い国内の糸価から見まして、当時輸出に対する希望が次第に失われようとしたような状況でございまして。しかし、こういった海外における市場のシェアを確保しておくといふことは、やはり長期的に見てきわめて重要なことではないかという観点から、生糸の需要増進についての仕事はこれを継続したいといふことでございまして、これを具体的に、これを具体的に実施いたします方法につきましては、現実の輸出の数と申しますか、経済の実態といふものがある程度関係してまいりましては避けがたいかと思ひます。関係者の希望にもかかわらず、やはり輸出が絶対量として少なくなつておりますときに、将来のために市場活動を確保するといふことにつきましましては、それぞれ時宜に適した措置をとらざるを得ないだらうといふふうに考へております。しかしその努力は絶対に放棄しない、かような考へ方であらうかと思ひます。

○鶴岡哲夫君 ばくは初めに話を伺つたのは、特別会計と事業団と両方がやつてゐる、それを一元化したらどうかといふ問題なんです。それは困るとおつちやつた。しかし、今度は一元化するんだ。それからジェトロじや困るんだ、あくまでやつぱり日本絹業協会というものの対して通産

省、農林省それぞれ二分の一の補助金を出してやる必要があるといふ御主張をなさつたにもかかわらず、それが違つてきたじやないか、不定見もはなはだしいじやないかといふことを私は言つてゐるわけなんです。ただその二重価格の目的なり任務なりといふ問題についてはわかりません。それはあとでまた伺ひたいと思ひます。

次に、この蚕糸事業団、蚕糸局といふのはこれは従来から予算は小さな局なんです、二十億足らずくらい予算です。その中で蚕糸安定特別会計ですね、これは百五十何億の特別会計なんです。こういうものを行政の組織の中から分離してしまふといふことになりまして、これは行政としてはえらいさびしいものになります。蚕糸政策全体としていかに悪いかといふのはあります。それはいいのかわ悪いかわといふ点もありません。それは蚕糸事業団といふのが、ちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、これは成立したときから私は非常に疑問を持つておる。その蚕糸事業団が非常にあぶないために、昨年は一部改正を行なつて輸出のための生糸を買わせる、保管する、売り渡す、そういう仕事を与える、今回はそれでもあぶないものだから、糸価安定特別会計といふ百六十億程度の歳入歳出を持つておる特別会計を蚕糸局からははずして、それを蚕糸事業団に持つていくといふ形で蚕糸事業団の延命策をやつてゐるんじやないかといふ私は懸念がしてならぬわけなんです。そういうけちな話じやどうにもならぬと思ふのですけれども、いろいろの点もあるんでしよう、こういう問題については、です

が、もともとの二つを一元化するといふことは、これは四十二年ですか、四十二年に行政監理委員会ですか、あの行政監理委員会が蚕糸事業団を廃止するといふことに端を発してゐるわけですね。あのときにたしか三つ指摘をして、一つは、二重の機能になつてゐる、特別会計と事業団といふ二重の機能になつてゐる。それからもう一つは、蚕糸事業団が活動する余地がほとんどない。もう一つは、養蚕の協同組合が、共販体制

が充実しつゝあるといふこの三つの点をあげて、それで特別会計と二重になつてゐるから蚕糸事業団を廃止しないか、といふ言ひ方だつたですね。ですから、まあ特別会計が残つて蚕糸事業団がなくなるといふのが、このときの行政監理委員会の指摘なんですね。それが逆になつておる、全く逆なんです。今度は、なぜ逆になつたのかといふ点も同様なきやならぬわけですね、その前にこの行政監理委員会が、必要があれば行政監理委員会を呼んでもいいんですが、その第一番目に、機構が二重になつてゐるという指摘をしたのは、これは機構が二重になつてゐるということと同時に、機能が二重だといふことを指摘したんじやないですか。機能が二重になつてゐるんじやないかといふ指摘を。先ほど局長は、機能については差異のあることを話されました。だから行政監理委員会が指摘した第一番目の、機構が二重になつてゐるというところは、機構が二重であると同時に、機能が二重だといふことを指摘したのではないか。第二番目にいつてゐる蚕糸事業団の活動の余地がないといふことは、蚕糸事業団の機能といふものがないといふことをいつておるわけですね。ですから、機構と同時に、機能の二重化といふことを指摘してゐるんじやないか、そうすると、どうも政府のやり方は、監理委員会のいつたことを全くさかちましておいて、しかも機能を二つとも残すといふわけですね。ですから、まずこれはこまかい問題だから局長に、この監理委員会の指摘は、機構の二重と同時に機能の二重を指摘してゐるんじやないかと私は思ふのだけれども、局長はどういふふうにお考えになつておるのか。

○政府委員(小暮光美君) 当時の事情について必ずしも精通いたしておりませんので、あとから承つたことでございましてからあるいは聞き違いもあると思ひますが、基本的な了解としてやはり二つの機能があるといふことは当時も十分御説明申し上げて、そのこと自身は基礎的には御了解いただけておつたはずだと思ふんです。それから機能が二つ、これはまあ御指摘のとおりです。しかし

その二つの機能のいずれも當時は実は国内の糸価が非常に高かつたために万一下がつたらという、一つのいわば理論上の仕組みであつて、当面中間安定の買入れであらうとあるいは異常変動の買入れであらうと、いずれの水準でも買入れが起るといふ現実感が全然なかつたといふことがまあ一つの客観的な条件かと思ひます。

それからこれはいづれも下だけでなくて上のほうも押えるといふ仕組みでございまして、糸価がそれほど高かつたのなら上のほうを押えられたじやないかといふことになるわけですが、実はこれは事業団または特別会計が生糸の現物を握りましてその現物の放出という形でしかこれらの押えができない、ところがそれまでに実際に糸を持つてゐなかつた、糸を持つてゐないために上限のほうは実はやりたくても何らの手が打てなかつた。それから下限による買上げのほうは糸価水準が非常に高かつたから現実に問題にならなかつた。そこで二つの機能があることを御説明したわけでございますが、やはり現実に動かないものが二つあるといふことでなかなかその点についての必要性については十分の御理解が得られなかつたのではないかと今考へます。

○鶴岡哲夫君 私が言つてゐるのは、行政監理委員会が特別会計と事業団と価格の問題について二重の機構になつてゐるというわけですね。そして二番目に指摘してゐるのは、事業団は活動の余地がないといふことを指摘してゐる。ですから二重の機構であるといふことは、同時に二重の機能を持つてゐるというところは、同時に二重の機能であるし、それから第二番目に、事業団が活動する余地がないといふことを言つてゐるというところは、これは機構が一つになるだけではなくて、機能も一つでいいじやないかといふ指摘をしたのではなかつたかといふことは伺つてゐるわけなんです。○政府委員(小暮光美君) この辺は当時の議論を記録で見ただけで、私が申し上げるのはあまり適当でないと思ひますので簡潔に申し上げますが、糸価が堅調に推移し、事業団の活動の余地がない

という御指摘になっておりますので、やはり先ほど申し上げましたような現実の糸価の姿からその機能が実際に動く余地がないということを御指摘になったものと考えます。

○鶴岡哲夫君 まあ行政監理委員会がどう言ったといつても始まらないですから……

それじゃ、いま最高価格というのは幾らですか、七千円ですか、それから買い入れ価格、売り渡しですね、つまり特別会計がやっている買い入れの最高価格というのは七千円、それから事業団がやっている売り渡し価格、つまり最高価格ですわね、名前は違ふけれども、最高価格六千七百円ですか、そうですね。

○政府委員(小暮光美君) さようでございます。

○鶴岡哲夫君 下のほうはどうなんですか。

○政府委員(小暮光美君) 中間買い入れは、買い入れ価格五千九百円、それから異常変動防止のための買い入れはこれまで五千二百円、それから昨日、四十四生糸年度からこれを五千四百円にするということを決めたところでございます。

○鶴岡哲夫君 先ほども私、言ったのですけれども、異常変動を防止するために特別会計が設けられている、平常の変動を防止するために事業団がつくられている、こういうのです。その二重機能を保持している。異常変動の最高価格というのは七千円だということです。通常変動の最高価格は、つまり事業団がやる最高価格というのは六千七百円だと、三百円の差ですね。もうちょつとあるかないかですね。なぜこれを二つ置かなければならぬのですかね。それと、局長、何がこれは異常変動で、これは通常変動なんですか。六千七百円がこれが通常変動で、七千、三百円ちよつと高いやつが異常変動なんですか。どうもこれはおかしいぞ。

○政府委員(小暮光美君) 異常変動防止ということとは申し上げておきますが、通常変動防止ということは、実は申し上げておかないのでございます。別に決しておことばを返すわけではございませんが、中間安定というものと、それから異常変動防止があ

るといふふうにはまず御理解をいただきたいのですが、中間安定は、先ほど申し上げましたことをもう少しふえんさせていただきますと、先ほどは下位のほうだけ申し上げて、基準糸価に見合う繭価を繭取引の前に生産者に約束した製糸業者だけが事業団に売り上げられる、こう申しましたけれども、これはそういうことであつた事業団に出資した製糸会社がみないわば出資の量の大ききようなものを持つておるわけですね。それに見合つて三万俵たな上げするとした場合に、自分の糸を、その三万俵に対する自分の持ち分相当分を事業団が売り上げるような形をとるわけです。これはまさに中間安定でございまして、その年度の中にまた市況が変動してきて糸の値がずつと上がつてきますと、六カ月以内であればこれを事業団に売つた製糸が買い戻せるというものの考え方になるわけでございます。さらにその期間を過ぎて買い戻すような状況でなければまさに事業団のものになつても買い戻しの権利はなくなる、そういうものを事業団が中間安定ということを持つております限りは、これをどういふ状況のもとに市場に売るかというのをきめておかなければならぬ、これはいまの中間安定という趣旨からみて、あまり高いところまでこれを持つていくということではなしに、現在六千七百円のところで売つて、こういうことで考えておるわけでありまして、異常変動防止のほうは全く性格を異にしておりまして、糸価が極端な上下の変動をすることを防止するために、最高最低による買い入れ、売り渡しを考へるといふことでございます。どちらかと申しますと、中間安定はその年の実際の繭取引というものと直結した一つのものの考え方、異常変動のほうは需要が急激に減退した、あるいは生産が異常にある年に伸びたといったようなことから、需給の大きな凹凸を生じた場合を想定しておるといふふうに御了解いただきたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 まあ局長、特別会計がやる売り渡しあるいは簡単にいえば買い入れ、売り渡しの価格というものと、それから事業団のやる売り渡

し、買い入れですね、その価格というのが非常に接近してきているのですよね。著しく接近してしまつて、もうこれじゃ一結じやないか、これくらいのところまできているわけですよ。だからしいてこれを分けなければならぬということはないじやないかと私は思ふのですが、そこで一つ承りたいのですけれども、この生糸について、いま議論になつていられるように、ていねいな二重の機構、安定の機構があるわけですね。事業団の安定の機構とそれから特別会計の安定の機構にもかかわらず、これが非常に他の農産物と比べて変動が高いということとはどこに原因があるのですか。つまりほかの農産物に例をみない二重の価格の安定の制度があるのだから、もつと安定してよさそうなのだけれども、とてもそうじやない。ほかの農産物よりはるかに不安定なんだ、こういうことなんです。それとこの価格の安定は何のためにやっているのですか、根本的にいつて、何のためにこういうことをやっているのですか。たとえばこれがあるために養蚕の農民のほうの、養蚕農家のほうの生産がどのように影響されているかという点についてのそういう分析しておられるのですか。私が見るところによりますと、糸価安定というのは、どうも中心的な課題が輸出にあつたんじゃないか。いまちよつと事情違ふかもしれないが、輸出に大きな重点があるんじゃないか。したがつて、このことは養蚕農家に対してはどういう波及効果を及ぼすのかという点についての分析がどうもぼくはないように思ふのです。由来長い間やつておるわけですから、ないように思ふ。まあいま申し上げたようなことでこの機能が機構だけ一元化するんじやなくて、機能を一元化できないか、それができない理由をひとつ明らかにしてもらう。ちよつとばかばかしく長くなりますが、これは長くなります。しかしそれを簡単に言つてもらいたい。ぼくの主張だから、しようがないから、局長のひとつ意見を聞きましょう。

○政府委員(小暮光美君) 安定の目的は法律にもございまして、輸出の増進ということとはもち

ろんでございますが、何と申しましても養蚕業の経営の安定ということが主眼でございます。それからこういふ安定によつて繭生産にどのような効果があつたかという点は、過去二、三年の推移を振り返つていただきますと、先ほど申しました中間安定という仕組みを通じての繭価の保証、これは実際の糸価が高くて、かなり高い繭価が二カ年連続して実現しましたから、結果的にはあんまり低い水準での保証があつてもなくともよかつたというふうに言われる議論もございまして、何と申しましても、春先にもうその年の繭については最小限度キロ幾らというものが製糸家から保証されるといふことは、養蚕の安定のために非常な意味があつたと思ふのです。現実には糸価が高かつたから繭が増産になつたということもありませんけれども、その時期は実は中間安定ということで関係者の相談で始まつておつて、昔の繭価協定の徹夜で真夜中までかかつてそれぞれの地域ごとに議論をし合つたようなあの姿に比べれば、毎年四月においてその年の養蚕製糸家、養蚕農民に提示される。それは国が関与してきめた水準だといふことが生産安定に非常に役立ったといふふうに私も考えます。

最後の、なぜ二つのものを統合したかということにつきましては、それぞれの事業は先ほど来申したような性格を持つております。これを簡素化の趣旨で一本にすると考えました場合に、中間安定という仕事が非常に養蚕製糸の具体的な意思の持ち寄りであるといふことから考えまして、これは国の特別会計で行なうよりは、やはり事業団という業界からの出資を求めて国が出資した形のものの方がよろしい。特別会計の仕事は、国が事業団を十分バックアップすることによって事業団でも行なえるという判断で二つの仕事を、事業団に統合するということを考えて次第でございます。

○鶴岡哲夫君 局長、養蚕特別会計を廃止して事業団にこの仕事をやらせるということなんですけれども、手元には特別会計の予算の内容もわからないし、養蚕事業団の予算の内容もわからないと

いうことで困るわけですが、これは蚕糸事業団はどのくらい予算なんですか。政府は幾ら出しておるのですか。さつきからあなたは蚕糸事業団、製糸家、製糸家というのを盛んに言われるけれども、製糸家は幾ら出しておるのですか。

○政府委員(小暮光美君) これまでの中間安定という仕事との関連では事業団は原資二十億でございます。そのうち十億が製糸業界の出資でございます。それから特別会計はこれまで三十億の原資、これに利子がつきまして四十二億になっておりますが、四十二億の資金をもちまして特別会計を運営いたしております。ただしこれは実際に買うときには借入金で買うということが出来るわけですが、特別会計時代には四十二億の原資のほかに百十五億円の借入限度というものをもちまして、この借入限度と原資を足したものがおおむね歳出の額に見合うというように運営しておったわけでございます。今回これを一本化することになりまして政府から事業団に対し従来特別会計が保有しておりました資金のうち、その最初からの原資に相当する三十億円、これを国から事業団に出資いたします。したがって、事業団は従来持っております二十億に新たな三十億の出資、なおそのほかにこの前に改正をいたしまして輸出生糸の買い入れ、売り渡しができるということにいたしましたときの原資が別途ございますが、これは補足で別の問題でございますから、事業団の本体という場合にはいまの二十億と三十億とが原資になっております。この三十億の新たな資金をもとにしまして特別勘定を設定いたしまして特別勘定で異常変動防止をやるということを考えておりますが、その特別勘定に對しまして国が昭和四十四年度において百十五億円の債務保証をする、こういうような形になっております。

○鶴岡哲夫君 この程度のものなら特別会計へそっくり持っていった方がいいのですけれどもね。これは製糸家が出した金なんてちよっぴりじゃないですか。そんなもので一々あれしたなんじやないのです。特別会計へ移したらどうで

すか。特別会計ならいままでの長年の経験を持っているわけだし、法制的にも整っていますね。その中には蚕糸業の中間安定のやつをぶち込んでしまったらいい、何でもこれを逆にさか立ちさせたのか、そのところがわからないですね、内容聞いてみても。これでいきますれば、これはもうほとんど特別会計へ持っていくのじゃないかと思うのです。しかも製糸家が負担している金というのはいちよっぴりですから、その程度のものなら特別会計でやったほうがいいのじゃないかと思うのです。蚕糸事業団というものを残すためにこういうような苦勞をされているのですか、そうじゃないですか。

○政府委員(小暮光美君) 繰り返してはなすたいへん恐縮でございますが、金額の多寡は別といたしまして、仕事の性質がやはり養蚕家、製糸家がそれぞれ金も出しますが、人も出して運営審議会での具体的な運営について相談するという形での特殊法人で行ないますのが中間安定という仕事には最もふさわしいように思います。

異常変動防止は、御指摘のように、これは特別会計で従来もやっておりましたが、今後ともやれないことはないでございますが、中間安定の仕事は国が直接特別会計でやりますよりも事業団のようない形が一番いいのではないかと。したがって機構を簡素化して一つでやるという場合には、事業団のほうに仕事を統合するというふうに考えておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 この点はばくは最初から言っているのは、特別会計の価格安定のワクというものと、それから事業団のワクというものはほとんど接近してしまっているのだから、前は相当開きがあったのですけれども、まあ中間といわれるような意味あつたのですけれども、それに接近してしまっているのだから、その価格安定の機能だけは一本にした方がいいのじゃないか。そういうことからは、特別会計に一本にしたほうがいいのじゃないかという、ぼくの考え方なんです。局長はそうではないというお話で……。

その次に、もう一つ伺いたいのは、昨年の通常国会で蚕糸事業団法の一部を改正しまして、生糸の輸出を確保するために、生糸の買い入れ並びに保管、売り渡し、そういう改正をやったわけですね。その発動状況はどうなっているんですか。

○政府委員(小暮光美君) 事業団が輸出のための生糸の買い入れ、売り渡しをできるように改正をいたしましたあとで、昨年の初めに約三千俵の買い入れを行ないました。ただ、その後生糸が低落に向かいましたために、この事業は途中で事実上休止になっております。

○鶴岡哲夫君 初め、私、去年ですね、たしかこの法案が出たときに、三万俵を買い入れるという予定で。それで、その輸出のファンドの確保ですね、一ぺん切れちまう、輸出のルートが切れちまうとたいへんだから、だから三万俵程度の生糸を買って、そしてそれを売り渡すことにしようって、従来持っておいた生糸の輸出のルートというものを維持したいという話だったですね。ところが、いまの話ですと、何か三千俵ですか、十分の一ぐらいいで、しかも中止しちまうてるといふのですが、切れちまうてるといふのです。そして、なお、どういふわけでこんな十分の一ぐらいいの俵数になったんです。これからはやられる予定ですか、この輸出のための確保を。

○政府委員(小暮光美君) この仕組みは、もともとと生糸が非常に高くなつて、こういう高い生糸で輸出ができないうところから、事業団が買い入れまして、これを一定の価格で輸出業者に引き渡す。それによつてわずかでもいいから海外の市場を確保しておこう、こういう考え方であつたと思うのです。そこで、その仕事を設計いたしましたので、法律の改正をお願いして、いよいよ実施に移すという段階になりました。実は生糸が下がってまいりました。したがって、当初の意図に反し現実の生糸が下がってまいりますと、わざわざ事業団がこれを買上げてこれを七千円で売るということは、これまた意味をなさないのでございまして、そして實際上、初めに約三千俵買

ましたところで一応その事業を中止したと、こういうことでございます。

○鶴岡哲夫君 いやもつと、局長ね、一体どういう内幕があるんですか。これ何か製糸業界との間のあれがあるんじゃないですか、負担の問題が。負担しなかつたんでしょ。だから一向まともでないんじゃないですか。

○政府委員(小暮光美君) 何の内幕もないと思っております。

○鶴岡哲夫君 この蚕糸年鑑というのは、あなたのところが書いたやつですね。あなたのところの局の人たちがみんな書いたのでしょうか。この中には詳しく書いてあるのだから、困つたと言つて、これからは困ると言つて書いてある。私はそういう意味で、せつかく去年こういう改正をして、そういう任務を与える、そのために十億政府が出資しましたですね。たしかさうだったです。十億出資した。ところがそれが当分動かないんです。いまのお話だと動かない。

それじゃもう一つ、蚕糸事業団ができる前は、御承知のように二つのものがあつて、それを一本にしたんですね。そして四十一年に蚕糸事業団というものにしましたね。その蚕糸事業団の主たる仕事で、中間安定の発動状況、それをちよつと。

○政府委員(小暮光美君) 中間安定は昨年の夏にごく短期間発動いたしました。その際はごく少量の発動で、直ちに生糸が回復するということでおります。それから、第二回目の発動が現在でございまして、昨年の十二月から今日まで約一万五千俵買い上げましたが、なお買い入れのワクを設定いたしております。今後随時申し込みに応じて五千九百円でこれを買入れるという体制に現在でございます。

○鶴岡哲夫君 いま蚕糸事業団の内容について伺つてきたのですが、それ以外に蚕糸事業団は利益の幾らかを養蚕の奨励に出すことになっております。大体年間二千ぐらいのものです。そ

ういう仕事があるわけですね。そうしますと、それも蚕糸局がやっている仕事なんですね。その二千万円程度の補助金みたいなもので仕事をやっておられるわけですが、輸出の問題にいたしましては異常価格の変動にしても中間安定の問題にいたしまして、どうも私は、こういう仕事は特別会計でやっていいように思うんですね、ぼくはそういう主張なんです。まあ以上で大体終わることになります。

最後に蚕糸の予算ですね。予算を見てみますと、蚕糸対策の予算と、それから園芸農産物対策、それから特産農産物対策、これらを見ますと、蚕糸の予算というものは、これは非常に特殊性があります。二十一億—まあ二十二億ですね、今度の予算は。その中で、生産対策、つまり繭の増産対策ですね、それに該当するものは一割です。あとはほとんど全部そういう施設費並びに人件費なんですね。まあ園芸とかそういうものに比べますと、蚕糸対策というものは非常に特殊性がある、これを私は一緒にした機会に根本的に考える必要があるのではないかと非常に思います。というのは、蚕糸がかつて非常に大きな存在だったし、日本の輸出の四割近くを占めておった、米—稲と並んでの二大作物であったという時代は、これはもう二十三年前、三十年前の話であって、今日輸出に占めているものは微々たるものですね、ないと言ってもいいくらいですね。そういう中で、蚕糸を取り巻く機構だけではどうもいかぬものがあるような気がするんですね、で、実際の繭の、養蚕農家に対する援助というものは、全く微々たるものだ、二億四千万ぐらいというのは、これは蚕糸が進展しようにも、養蚕が進展しようにも、どうもしようがないじゃないかという、私は気がしてしょうがないわけですね。ですから、蚕糸局がなくなつて蚕糸園芸局になった、そのために、また今度蚕糸園芸局の中の、蚕糸行政の中の一つの大きな柱であった特別会計を抜かしてしまおうというような中で、蚕糸行政といえますか、養蚕行政とい

ますか、そういうものがますます斜陽化するのではないかという懸念は絶えないわけですし、現実の予算の上にもそれが出ているわけですし、ですから養蚕農家に対する生産対策というものを本格的にやる必要がある。それは、果樹園芸の予算というものとこれと比べますと、非常に特色がありますから、蚕糸の予算は、そういう意味で養蚕農家に対する生産対策というのは、もっとこれは充実する必要があるというふうに思うのですが、そういう点について伺いたいと思います。

○国務大臣(長谷川四郎君) まさにそういうふうな私たちも感じておりますし、特に置き去りにしたという意味ではないんですけれども、先に生まれておるものですか、誕生しているものですか、いろいろの設備等も整っているもの、そういう点について新しい技術、新しい技術といいますが、それがなかなか取り入れられていない。しかしながら、このごろは養蚕という点について非常に技術が進展をしております。それだからそれでいいという意味ではないんで、今後やはり御指摘になった蚕糸対策の中の技術改良をいかにやるかということが今後養蚕に課せられる重要な問題だと考えます。したがって、その技術指導をいかにするか、こういう点に重点を置いて、そして養蚕規模は年々拡大はしておりますけれども、さらに農家の農業経営の中における養蚕のウェイトというものは著しく高まりつつありますので、規模の大きい養蚕の生産性が著しく上がるような方途をさらに政府が指導をしていくという、これがすなわちいま鶴岡さんのおことばにあることだと思っております。私は同感でございます。したがって、今後これらの面に対しては十分なる対策を講じていくように指導をしてまいりたいと思っております。御了承を賜りたいと思っております。

○足鹿寛君 前の質問者がいろいろとお尋ねになりました問題点がだいたい出ておりますので、できるだけ重複を避けましてお尋ねを二、三申し上げてみたいと思っております。

先刻鶴岡委員からも理路整然たる転換期の蚕糸業について御質疑なり御意見がありました。私の経験から申し上げますと、この法律は昭和二十六年十二月十七日に成立をしております。当時改進黨の金子重郎並びに現大臣である長谷川さん、それから不肖も、与野党が一致を以て、当時自由党に野党が一致をすれば十名だけ多い、こういう情勢の中で出てきた原案が糸価安定法という原案だったので、繭の安定なくして糸価の安定があり得るか、こういうことから大幅の改正を勝ち取りまして繭糸価格安定法と名も改め、その内容を充実した経過があるわけでありました。その当時一にも二にも輸出、それはアメリカを中心とした輸出対策がこの法案の骨子をなしておったことは大臣も御承知のとおりで、御記憶を呼び起こしていただければいいと思うのです。そういう事情から今日、輸出は全く先ほどの鶴岡委員のお話のようにちよびりになってしまった。国内需要が国内でまかない切れなくなつてしまつた。中共や韓国やその他から輸入がふえた。これをどう規制をし、その他から輸入の安定をはかつていくかという、根本的に情勢が変わつてきておると私は思うのであります。したがって、当時の状況と今日の状況とは、少なくとも二十年近い年月がたつておりますから、製糸家、製糸業者のための安定制度的な姿で生まれた法律を国会で荒療治をしておしただけに不十分な点は多々残っており、生まれたときの性格は完全に払拭されておらず、生まれた今日、生糸の輸入が増大をし、国内需要が増大する、繭の輸入が増大をし、国内需要が増大する、繭の生産費、所得補償方式を以てありますから、繭の生産費、所得補償方式を中心とする養蚕農家主体の産業政策にこれを切りかえて、転換をしなければならぬにかかわらず、部分的な修正なり事業団の運営でもって対処されようとしていくところに、先ほど来のような質問が出てき、御答弁に苦しまれる、こういうことになりはしないかと思うのですが、当時一緒にやつた長谷川さんほどのような御感想をお持ちでしょうか、ひとつ基本施策を。

○国務大臣(長谷川四郎君) 何と言っても、戦後からさらに昭和二十六年、このころは特に輸出に専念しなければならぬ時代であり、したがって、そのときから、その時分も蚕糸業というものがいかに重要視されていたか、またわれわれが貿易なくて日本国民の生活というものはでき得ない、こういうような事実の上に立つて、全くこれが大宗をなしております。「あとそのほかに輸出は何だ」(雑貨でございます)——政府はその当時答えておりました。「しからば日本の国是としての輸出は何だ」(蚕糸、その他は雑貨である)と政府は答えたものでございます。それほど大きな役割を持っておったところの蚕糸が、生産高そのものには著しく大きな変化はないようでございますけれども、国内の経済事情の実態等から合致したことでございまして、最近に至りましては、国内産の生糸では間に合はなくなり、国内需要というものをまかなうことができない。したがって、これが中共、韓国から輸入をして、それによって国内需要を満たしておるというふうな事実の中に立つたわけでございますが、しかし半面、国内の生糸も価格の上昇によりまして非常に生産が伸びてまいりました。伸びてまいりますと、今度は半面、価格が非常に不安定になってまいっております。こういうような観点から、先ほどお話のような、安定をいかにするかというその精神にのつたところの法の改正を今回いたしまして、そして今後の輸出もさることながら、蚕糸業の経営の安定をはかつてまいりたい、こういうふうに考えておるのでございます。

したがって、私も参りましてまだ日が浅いのでございまして、先ほど鶴岡さんからのお話がございました点についても私も質問してみました。通常の間安定とあるのは異常変動防止とかというのかというものはなぜこれは二つなければならぬのかというふうな話私も聞いてみました。ところが一方は、製糸という、こういう一般の生産者が養蚕をやつて、収穫前に現金を渡される予約をする、それにより、一応その価格によって渡され

て、そうしてその上になつたときに初めて収穫後
に上らるる価格が入ってくるというやうなやり
方をしておる、こういうために中間安定といふ
うなものが必要なんだという、これはごもつと
なことで、現在の農家がいま養蚕をなす懸命にや
らなければならぬかといふことは、このときが一
番農家に対しては経済的に苦しいときであり、そ
ういふやうなものを補うのには、米作等の金が入
るまでの間といふものは最もこれが大きな役割
りをする関係上必要であらうといふように私は
申し上げたのでございます。話が長くなりま
す、そういうやうな点につきまして、先ほど鶴岡
さんの御質問も全くごもつとでもあったというよう
に考えております。

ただいま足鹿さんのお説のように、今後の外国
産生糸に対する措置、これらに對しましては十分
にこれらと對決のできるやうな措置を講じつ
つ、さらにまた、これらの蚕糸業の繁榮、蚕糸業
を行なつておる農家の経営の安定に重点をおいて
一その努力を傾けてまいりたいと考えておりま
す。

○足鹿君 きようは大臣のほうが答弁が長いで
す。それは、だいがん答弁に自信を持たれたし、
養蚕の本場におられるわけですから、うちちくを
傾けていただけてつこうですが、私が聞いてい
るのは、蚕糸政策が大きな転換期にきているの
ではないか、端的に言つて、それにどう政治家とし
て対処されようとしておられますか。たとえば繭
糸価格安定法第三条に「繭の生産費の額に生糸の
製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を
基準とし、主要繊維の価格及び物価その他の経済
事情を参し、やうして、農林大臣が定め」とはつ
きり規定されておりますが、この法律ができて繭
糸価格安定審議会、蚕糸業振興審議会となり、各
専門部会ができて検討されて今日に至つておりま
すけれども、実際の算式は生糸価格から製造費や
諸費を引いて残ったものが繭の価格となるという
仕組みになつておることは間違ひありません。ゆ
うべも価格部会が大もめにもめて、そして事もあ

るうちにこの物価値上りのときに、現行六千一百
円を五千九百円に引き下げるのだといつて業界は
猛烈な攻撃を加えた。それをかううじて六千一百
円に踏みとどめ、現状維持になつたと私は開会以前
に聞きました。こういう実情で、いわゆる国内で
需要を満たすやうな生産が確保されると大臣は
考えになりますかどうか。その点が私は、まず
輸入生糸の規制がどうかとこの点とこの点とい
ふの以前に、国内で需要を満たすためには、この
第三条の第一項の規定のとおり、いわゆる再生
産を確保していくための措置が嚴重にとられなけ
ればならない、新しい情勢に即応してこういう措
置をとらなければならぬと思つております。という
は、生糸を輸出するわけですから、なるべく生糸
をたくさんアメリカに買つてもらわなければなら
ぬ、輸出がとまつたら国内の繭業者は、養蚕農家
は上がつたことになるのだから、がまんをしなさ
い、こういうことで押えつけてきたのが実情だろ
うと思つて。ところが今日、情勢が一変をきた
わけでありまして、これは繭糸価格安定法第二
条の規定に基づいて、本来の価格決定の姿にお返
しになることが、私はまず根本の対策ではないか
と思つております。その点、大臣の確たる御所信をこ
の際明らかにしていただきたいと思つております。

○国務大臣(長谷川四郎君) そのやうな考え方も
ございまして、大体二百円の値上げといふか、額を
高めたわけでございますけれども、いづれにいた
しましても、生糸の輸出が減退をして輸入増加し
てゐる、このことは事実でございます。生糸は
やはり何といつても輸出をある程度行なつていか
なければならぬ、そして国内の生産を高めて
いきたい、こういうことでございまして。ですから
足鹿さんのおつしやるやうな生産費まあ所得方式
といふわけでもないでしようけれども、そういう
やうな方法をとつたらどうかといふ御意見のよう
でもございしますが、いづれにいたしましても、今
回はせつかくこういうことによつてひとつものに
いたしまして、そして政府としてもできる限
りの、来年度からはさらに一その養蚕にウエー

トを置いて生産を高め、そして価格の安定をは
かつていくといふやうな考え方でもござい
ますので、ごもつともではございませうけれども、
まあ何とかこの結果をいま一二年見させていた
だきたい、こういうやうに考えるわけですが……。

○足鹿君 私の聞いてゐるのは、生産費主義を
おとりなさうといふ法律のとおり、現実
はこの逆をいつておられますから、いわゆる生糸輸
出オンリーの当時の行き方をとつておられますか
ら、それをお改めなさる御用意があるかどうかと
いうことを聞いてゐるのです。すでに六千五百円
が、本年の場合は生産者団体としては最小限度の
要望である、こう言つてゐるではありませんか。
それを五千九百円に業界は押えてくる。蚕糸局長
に聞けば、業界だからそういうことぐらいは言ひ
ますよといふすけれども、それはおかしいん
です、まず繭の生産費がきまつて、そこで繭価と
いうものがきまつて、そして製造費を加へその
他の費用を加へて、その他の事情を参酌してきめ
ると、この法律に定められてゐる以上は、周囲の
情勢が著しく変わったのであります。国内の需
要に追いつかないわけでありまして、国内の需
費を償ふ繭価をきめて、そこから農民が、安心し
て近代化や生産性の向上がはかつていかれ、それ
がまたはね返つて、いわゆるコストをダウンし、
輸出を促進していく、こういうふうな方式に立ち
戻つていく絶好の機会ではないかと私は申し上げ
てゐるのであります。率直な大臣の、この点につ
いての基本的な考え方を、しつこいようすけれ
ども承りたい。

○政府委員(小暮光美君) 大臣の御所信を承りま
す前に、ちよつと事務上のことを一言申し上げま
す。繭糸価格安定法の第三条で、標準生糸の最高
価格及び最低価格、これにつきましてはいわゆる
生産費主義で、それを基準として主要繊維の価格
及び物価その他の経済事情を参酌して定めると、
こうなつております。今回の議論でも統計調査部
の生産費調査をもとにいたしまして、また繭糸価
格安定法の施行のために、政令等でこの生産費

の組みかえ方がございまして、それを加味した
しましてやりますと、繭の生産費が値上がりして
おるわけですね。その値上りがれば照應するもの
として、最低価格を二百円引き上げるといふこと
をいたしたわけですね。六千五百円据え置きの方は
先ほど来申し上げておりますいわゆる中間安定に
かかる基準糸価、これを六千五百円据え置きとい
うことで農林大臣から事業団に通知したと、か
うな関係に相なつております。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御指摘のように、農
家の生産費といふものは当然考慮に入れなければ
なりませんが、また反面、輸出という点について
も考慮を払わなければ振興の目的を達することも
できませんので、それら両方面をあわせて考へて
今後は十分さらに検討を加えてまいります。

○足鹿君 不満であります、こればかりを押
し問答してもしょうがありませんが、政府の農林
省統計調査部が三月十五日に出しましたすね、
昭和四十四年の繭の見通しなんです、飼育農家
戸数が四十三年の四百五十五であったものが四百
四十七、基準を千戸と見た場合ですね、去年より
も減つておる、減る傾向にある。掃き立ての見込
み卵量にいたしましても千箱を基準として見たと
きに四十三年は三千九百三十五であったものが四
十四年には三千八百八十二に減つておる、收購量
ですね。これは試算であります、四十四年は十一
万五千七百三十五トン、四十三年は十一万九千九
百五十八トン、これも明らかに減つておるんです
ね。これはあなたの方の政府が出した統計ですよ。
こういう情勢にある中であつて、やはり繭の生産
費主義が明確に守られないといふやうなことで、
一体どうして、海外生糸の規制だけをねらつてみ
てもですね、国内で明らかに減産傾向を保つてい
るときには、業界としては輸入にたよらざるを得
ない原因をそこに一つつくつてしまふじやありま
せんか、そこを私は言つておるのです。もう少し
積極的な姿勢をこういふ転換期には示されなけれ
ばならぬのではないでしようか。この点は、こう
いう一つのデータから見ましても、私は少なくと

もこのような手直しの事業団法や特別会計法の事業団法への繰り入れというような、あるいは若干の価格安定法の手直し程度のことではなくして、この際情勢の変化に即応した諸糸価格安定法について検討をされなければならない段階がきておるのではないかと、かように思うのでありますが、大臣はほかの問題と違つて繭の日本一の本場に入らつしやるわけでありまして、事務当局の入れ知恵ではないあなたの判断をこの際ひとつ聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(長谷川四郎君) まことにどうも何でございませうが、私がもうすでに行つたときにはこういうのはすっかりでき上がつておりまして、私もこの点については伺つてみたところが、去年は非常にできがよかつた、こういうような点にあわせて、本年は昨年だけの繭収が得られるかどうかというような点で、本年の大体見積もりというふうか、して、収繭はこのぐらいだろうと、こういうようなお話を承つたのでございませうが、お話のございませうに、まさに輸入があるからそれにおびえて国内の生産を、というようなものがめられるというようなことであつては相ならぬので、輸入があればあるだけそれ以上の蚕糸の振興というものを、国内蚕糸の振興というものはかつていくということが当然なことだと考えます。したがつてお説のように今後は予算はそのようございまして、さらに一そうこれらの面に対しまして指導し、そして振興をはかつていく考え方でございませう。

○足鹿登君 私は無限大に生産費主義をおとりなさいと申しているわけでありませう。やはり一つの算式があつて、基準糸価内基準繭価というものは一つの算式に基づいて示されておるわけでありませうから、問題は基準繭価が割つておる、基準糸価が割つておるようなときに、これをどうするか。こういう問題に直面しておると思うのです。その際は少なくとも私がいま申し上げることは、別な角度からいまでも言ったことを申し上げるわけでありませうけれども、外国産の生糸を安い

からといつて大量輸入をする。そこで糸価を冷やす。その冷やした糸価から逆算をして繭価をきめていくようないままで現在とられていたような方式では、養蚕農家はいつまでたつても浮かばれないじゃないですか。ですから基準糸価を、ある生産費水準というものをやはりあなた方は安定堅持されて、繭価を生産費補償以上に保つような対策を講じていかれる一方においては、協同化や合理化を進めるといふお話でございませうが、問題はどうして進めるかといふことでありませう。

私は葉たばこの関係に長いこと従事をしておりまして、繭と葉たばこは仲が悪いといつておられる問題であります。葉たばこの場合はすでに主産地形成は完全にできておる、ある程度黄色種の場合には、かかる黄色種のごとき歴史の浅いものについてすら主産地形成がある程度進んでおるにかかわらず、はたしてあなた方農林省は長い歴史と伝統を持つその蚕糸業、特に養蚕業の主産地形成に対して自信を持つてできておると言へますか。口では近代化、合理化、生産性の向上、それをどう進めるかといふことについては、主産地の形成を進めていく、その条件をあなた方が満たしていく。そういう具体的な施策を伴はずして、ただ口には近代化、合理化、協同化、こういうようなことをおつしやつておりますが、まあ中身としてはいろいろなことがあるけれども、これは、いま述べたような従来のさか立ちの行き方を改めて、そうしてまず当面、生産費を補償する基準糸価、基準繭価、この関係を明確にしてこれを維持していく、万難を排して維持していく。そこに初めて農家は安心して生産がいつもできましようし、また水田の転換問題がありませうけれども、ある程度安定するといふものが立ちますならば、農家もこれに乗つてきましよう。しかし、いまから数年前に起きておる繭を抜けと言ひ、桑を抜けと言つた。数年後には今度は植ゑると言つた。こういうことでは私はとても国内の需要を満たすようなことはできないのではないかと。だからいままでのこのさか立ちした、安い生糸を輸入して生糸を

ふやす、そしてそれから逆算して繭の値段を算出するようないまのやり方をお改めになる御意思があるかどうかといふことなんです。蚕糸局長、あまりいろいろなことを言うなよ。これは大臣の判断でやりになることだろうと思うのです。これは理屈では割り切つて私は言ひませうけれども、なかなかむづかしい問題だと思ひます。しかし、それはいままでのことであつて、これからはそういう考え方に立たなければ、すぐにこの輸入問題にからんでくるのです。この問題が解決つかない限りは幾らでも輸入問題は増大してまいりますよ。表裏一体の関係にあるわけですから、この点をどういふふうにお裁きになるか、この際大体はできればこれは蚕糸業振興審議会の前にこの委員会をやつて、大臣にも十分理解を願つて臨んでいただきたかつたわけでありませうけれども、すでに昨日深更価格部会が終つたと聞いておりますので、大体あの線でお交はれますか。といたしますと、米と同じようにこの物価が上がつていくときに現行水準といふことになりませう、これは物価上昇期における値下げになるわけですね。これでは私は農家は浮かばれないと思ひますが、現行の第三条の「繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし」といふこの基本原則をどうお貫きになるかといふことを重ねてお伺ひを申し上げます。これ以上御答弁がなければ先に進みますが、もう一ぺんこのさか立ちの方式を改める御決意をお披露願ひたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) 御指摘のように、主産地主義をとるといふことは、これはそうなくてはならないといふような考え方をもち、他の作物につきましてもこのような方途を切り開きつつあるところでございます。当然蚕糸につきましても主産地主義といふものは形成すべきものだと考えております。基準糸価係数につきましては一応御決定を見たのでございませうが、いずれにいたしましても先ほど申し上げたように、ただ糸価が高ければいいという意味ばかりではなくて、まず価格

の安定をし、そして輸出というものに大いにわれわれは努力を傾けていきたい。そしてつければ必ず安定した価格で引き取つてもらひ、売ることができ得るんだといふ一つの価格安定の上に立つていきたい、こういうふうな考えております。まことに申しわけありませんが、基準糸価を定める考え方はいまのところございませう。

○足鹿登君 それでは事業団の運営について伺ひますが、これは前に各委員からもお尋ねになりましたのでほんの要点だけ申し上げますが、政令で定められた数量は、いつも時期を逸せず事業団が自主性をもつて買い上げができるようにその自主性を尊重し、事業団もこういう重大な時期でありますからこの法改正を控え、厳正的確な、しかも機動力のある運営が必要であらうと思ひますが、その点については公正な運営の基本について大臣の御所信をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(長谷川四郎君) 事業団の買い入れ等にあたりましては、生糸の需給並びに糸価の動向、これらを十分考慮いたしまして、時期を逸せずして機動的にこれらをはやるべきだと考えておりますので、そのような行政を行なひしめさせます。

○足鹿登君 それでは伺ひますが、六千五百円を、基準糸価を割つておるのに、なぜ三万俵のワケが買えないのですか。現在そういうところに問題があるから各委員から質問が出るわけなんです。機動力がないのですよ。現在基準糸価を割つておるのに、どうしてワケ一ぱいの買い上げができないのですか、これからはそういうことを改めになる、こういう保障のない限り、先ほど繭園委員から指摘されたような結果をこれは皆さんが信ずるようになりませう。これはある一つの公団の延命策のためにはやられる措置ではなからうか。必要ではないとは言ひませうけれども、そういう疑いを持たれること自体が不認識ではありませうか。

○政府委員(小暮光美君) 事業団の中間安定にかかわる買い入れは、先ほど御説明したと思ひま

すが、事業団が強制的に流通市場から糸をたな上げるといふ性格を保持していません。基準糸価に見合う繭価をあらかじめ繭の生産者に対して保障した。製糸家は糸価が低落したときに五千九百円で糸を事業団にたな上げる権利を持っておるといふ形でございます。そこで、糸価が六千二百円を割りますと事業団は五千九百円で買うという窓をあけておるわけでございまして、きょう現在も十分のワクを開いて資金手当も万端整えて窓をあけております。ただ横浜、神戸での現物の値段がたとえば六千五百円であるといったような日に、製糸家が五千九百円で事業団に売ってこないというようなことが現実にあるわけでございまして、しかし製糸業界全体としてやはりある程度の需給の見通しをいたしまして、この際ある数量をみんなで共同して売り上げようじゃないかということ、いわば業界で一致して売り上げてまいること、これもございまして、昨年暮、さらに一月の姿は、業界が相互に連絡をとりましてある数量を一気に事業団に売って行くという事で、まず最初の一万俵のワクが二回でいっぱいになった。その後さらに一万俵のワクを手配し、都合二万俵のワクを開いておるわけでございまして、その二度目の一万俵については今日までのところ五千六百俵の売り上げがあったと、こういう状況でございます。

○足鹿覺君 来年度においても三万俵のワクは思いついて買われますか。
○国務大臣(長谷川四郎君) ただいま御指摘のございましたように、事業団からのこれらに対しての申し入れがあれば必ず即時適切な措置を講じてまいります。

○足鹿覺君 御明確な御答弁をいただきましたので、他の委員会との関係もあるようでありますから、私は簡潔に最後にもう一点輸入規制の問題についてひとつ伺いますが、私の輸入規制についての考え方は、さっきも述べたとおりであります。ただ輸入規制をされることだけに夢になつて、国内の生産が伴わなければ、輸入に依存をせざる

を得ない。この因果関係というものをものつと的確に把握された上で問題を処理されなければならぬということをお願い申し上げますが、この価格水準の維持にはやはり生産調整等も業界はやるんでしようね。事業団も機能一ぱいに買い上げもするでしょうし、中間安定が困難な場合は直ちに輸入規制の措置が講ぜられなければならぬと私は思うのであります。最近の輸入の趨勢を見ますと、対前年度、四十四年度の比較はとりやうがありまして、四十二年と比べてみますと、中共生糸は四十二年に一万五千三百七十五俵、四十三年には八千九百二十四俵、韓国が四十二年に八千三百九十一俵、四十三年に七千二百二俵、その他を含めて合計で四十二年には二万九千三百四十四俵であり、昭和四十三年はその他を含めて二万四千八百十八俵ということになっております。

問題は、葉たばこの場合でも同様であります。韓国葉の輸入問題がいつも問題になる。私も久しぶりでこの生糸問題と取り組んでみて、意外に韓国生糸の輸入数量というものの伸びに驚いておるわけなんです。これはいわゆる日米経済協力協定の背後条項もありますし、今後生糸に限らず、すべての問題に大きく私は迫力をもつて迫ってくる問題だと思ふ。したがって、この輸入規制措置というのについてはずいぶん苦勞な三に「国内における生糸の需給が著しく均衡を失し、云々とありますが、こういう条項の判断というものは、どこからどういふふうにしてなさる御所存でありますか、それをひとつ明らかにしたい。ただ、いわゆる発動の条件というものを先ほど御意見がありました。明確にしたい。それでなければ、私は新しくこの条項をお入れになりまして、なかなかこれは純粋にはいかないですね、いろいろなかからみ合せてきまして、十二条の三の「外国産生糸に対する措置」というものは、国内における生糸の需給が著しく均衡を失したか失しないかというとは何によつて、どういふ条件によつて判断をされ、それを発

動なさるかということが、問題の焦点であろうと思ふけれども、それを明確にしたい。思ひます。

○政府委員(小暮光美君) まず、外国産生糸の価格の低落あるいは輸入の急増が原因になっているというふうな客観的に判断されることが第一点。国内で実は生産過剰になったという形で輸入規制を発動するというわけにはまいらぬと思ひます。まず第一点はそういうことです。第二点は、これによつて生糸全体の需給が著しく均衡を失するということでございます。そこで具体的には、価格水準で具体的な判断をせざるを得ないと思ひます。しかし、その場合にも、輸入によるか国産によるかというのとはなかなか判定のむずかしい時期もあると思ひます。両者がからんで市況が低落するということも当然あると思ひます。やはり隣国の問題でございます。それから、韓国、中共等のその年の作柄といったようなものも判断の一つになると思ひます。それから国際市況というものも判断になると思ひますが、いずれにいたしましても、三万俵の中間買い入れ、並びにその後用意されております異常変動防止についてのその事業年度の予算というものがあつたわけですから、それらのものを駆使しても阻止することができないと思はれるような価格の状況が想定されるときには、その原因が輸入にあるという場合には、輸入規制を行なう、こういう問題であらうかと思ひます。

○足鹿覺君 この点は、われわれこの法案に対する効果を期待する以上は、もう少し具体的にこの際明らかにされる必要があると思ふのです。先ほど韓国委員からも御指摘になりましたように、政府の特別会計で私はやつてやれないことはないというふうな思ひのようですが、いわゆる繭事業団が合併をしていまの事業団になる。そしていま丸山さんですが理事長をなさつておるといふならば、農林省とは親族関係にあるわけでありまして、的確な速にいくと思ひます。思ひますが、政府みずからがやる場合と、事業団となる場合は、おのずからやはり団体が違います以上はいろいろ

な制約も出てくると思ふのです。私は先ほど申しましたが、これを機会に相当大量の事業分量を持つわけでありまして、大きな金を動かすわけでありまして、この事業団の運営機構、そういう点についての行政監視委員会やその他からとかく言われないような確たる陣容を整えられて運営を定められ、そしてこの今回の改正の趣旨が達成できるような具体的な条件をきよう何うことができないければ、よく御検討になつてわれわれにもお示しいただきたい。そうでない限りこの問題は、ただ私どもとしては、別に悪い法律ではありませんから、これに対して反対をするとかというやうなことは考えておりません。おりませんが、あなた方が納得のいく運営上の問題、背景の問題、その条件の問題がこの法案を審議する中心になつておるわけでありまして、そういう点も考えられて、少なくとも当委員会にはこういうときにはやるのだというくらいのはやはり決意表明がなされなければ、文書でもつてもある程度の基準をお示しになつてしまふべきではなかつたか。非常に審議を急いでおりますから、粗漏であつてはなりませんが、あとでこの問題についてお約束がいただけますか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 事業団の新発足に關しましては、嚴重なる監督もし、また指導もしてまいらるつもりでございます。御指摘の点については、十分これらは考慮に入れて指導をいたします。

もう一つは、幾らになつたらば外国からの輸入に対する措置を講ずるのだというやうなお説には、端的に一言で申し上げるならば、五千四百円を割るという事態が来たときにはその措置に出る。しかしながらそれでも、その前にもそういう事態はあり得るということをはつきりと申し上げておきます。

○委員長(任田新治君) ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

○委員(佐田新治君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

武内君から発言を求められておりますので、これを許します。

○武内五郎君 この際から、各会派の皆さんの御賛同をいただきまして、蘭系価格安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、蘭系価格の安定と蚕糸業の振興を図るため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、国内及び海外の市場の拡大と生産性向上のための施策を強力に推進して、長期にわたる需給の均衡に努め、もって蚕糸業の安定的振興を図ること。

二、蘭系価格が、基準蘭価及び基準糸価の水準を維持することを旨として、蘭系価格安定制度の有効適切な運用を図ること。

三、近年における外国産生糸等の輸入の増大傾向に鑑み、蘭系価格安定制度の運用に支障を来さないよう必要がある場合には時宜を失せず有効適切に輸入規制等の措置を講ずること。

四、日本蚕糸事業団の運営に当つては、その自主性を尊重し、十分機動的にその機能を發揮できるように措置すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(任田新治君) おはかりいたします。武内君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。よって、附帯決議案は全会一致をもって本委員会に決定することと決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(長谷川四郎君) 政府といたしまして、附帯決議の御趣旨に沿って極力努力してまいりたいと存じます。

○委員長(任田新治君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(任田新治君) 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題といたします。

本件については前回で質疑を終局いたしておりますので、これより直ちに討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですから討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手

を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(衆)

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

(学校給食用の牛乳の供給の確保)

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ)の用に供する牛乳(同法第四条第二項の乳製品を含む。第五条を除き以下同じ)の円滑な供給が確保されるように努めなければならない。

(学校給食用の牛乳の無償給付)

第三条 国は、毎会計年度、学校給食の用に供する牛乳を買入れ、公立又は私立の義務教育諸

学校(学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう)の設置者に無償で給付するものとする。

(学校給食用の牛乳の買入れ及び給付に関する計画)

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならない。

(買入価格)

第五条 国が第三条の規定により買入れる学校給食の用に供する牛乳又は学校給食法第四条第二項の乳製品の買入価格は、次の各号に掲げる価格とする。

一 牛乳については、生乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める価格

二 乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第一条第一項第二号の安定指標価格が定められているものにあつてはその価格、その他のものにあつては農林大臣が定める価格

2 前項の生乳の生産者価格は、政令で定めるところにより、生産される生乳の相当部分が飲用に供される生乳であると認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参酌し、生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定める。この場合において、生乳の生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

3 第一項の農林大臣が定める買入価格及び同項の生乳の生産者価格(以下「買入価格等」という)は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。

4 農林大臣は、買入価格等を定めようとするときは、畜産振興審議会の意見をきかなければな

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸一

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四六〇号 昭和四十四年三月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県今市市平ヶ崎一八 山口武

信外三十九名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四六一号 昭和四十四年三月十三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県勝浦郡勝浦町沼江 松本孝

男外十九名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四六七号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（十五通）

請願者 高知県安芸郡奈半利町奈半利町農業委員会内 安岡長助外三百三十二名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四七七号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町大字友沼

四、九三〇野木町農業委員会内

小野源一郎外十七名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四七八号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須村南那須村農

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四九三三号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県大田原市元町一ノ一五

鈴木邦衛外二十六名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

業委員会内 菊池茂外二十二名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四七九号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道江別市篠津二四二 西脇寅

一郎外十八名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四八〇号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県三好郡東祖谷山村字菅生

庄司為市外十五名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四九三三号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県大田原市元町一ノ一五

鈴木邦衛外二十六名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四九四号 昭和四十四年三月十四日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 愛媛県伊予市上吾川五三六ノ一

宇都宮浦太郎外百五十五名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇〇号 昭和四十四年三月十五日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（三通）

請願者 愛媛県越智郡大西町大字新町甲四

四七ノ一 大西町農業委員会内 在

間義武外百九名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇一号 昭和四十四年三月十五日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡都賀町富張一、〇

七四都賀町農業委員会内 和賀井

正夫外十八名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇二号 昭和四十四年三月十五日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町二、四七一

宇都宮市農業委員会内 大淵院司

外二十九名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五〇三三号 昭和四十四年三月十五日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（六通）

請願者 愛媛県北宇和郡吉田町吉田町農業委員会内 山中利雄外二百十三名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五二二二号 昭和四十四年三月十五日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県海部郡海部町海部町農業委員会内 野尻茂一郎外十四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五三〇三三号 昭和四十四年三月十七日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（九通）

請願者 愛媛県北宇和郡日吉村日吉村農業委員会内 清家榮朗外三百九十六名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五五八号 昭和四十四年三月十七日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（四通）

請願者 愛媛県伊予郡田村大字玉谷甲六

四二 林正夫外百四十六名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五五九号 昭和四十四年三月十七日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（十通）

請願者 山口県熊毛郡熊毛町勝間 田邑弘

外三百五十一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五六〇号 昭和四十四年三月十七日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町大字下古山

一、四六九 若松元一外二十名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五六八号 昭和四十四年三月十八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（八通）

請願者 宮崎県東臼杵郡北川村大字川内名

七、二五〇 中井平一郎外百二十八名

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五七三三号 昭和四十四年三月十八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（四通）

請願者 愛媛県伊予郡砥部町砥部町農業委

会内 清家榮朗外三百九十六名

紹介議員 堀本 宜実君

員会内 門田庄市外百四十名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五七四号 昭和四十四年三月十八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（十通）

請願者 石川県珠洲市上戸町北方一ノ六二
珠洲市農業委員会内 岡村理一郎
外三百二十名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は第一三五〇号と同じである。

第一五七五号 昭和四十四年三月十八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（九通）

請願者 宮崎県北諸郡高崎町高崎町農業
委員会内 佐々木充夫外百九十三
名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五八七号 昭和四十四年三月十八日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県美馬郡員光町 麻才喜外十
七名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五九四号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道勇払郡厚真町厚真町農
業委員会内 青木市太郎外十三名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一五九五号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（五通）

請願者 愛媛県宇和島市伊吹町五六〇宇和
島農業委員会内 白石一外百九十
九名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六〇八号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 高知県安芸市矢ノ九一ノ四〇
安芸市農業委員会内 佐伯尚武外
二十一名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六四五号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（七通）

請願者 高知県安芸郡安田町安田町農業委
員会内 竹内笠翁外百十九名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六四六号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（十三通）

請願者 福井県勝山市北郷町新町勝山市農
業委員会内 平井忠外五百八名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六四七号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（十三通）

請願者 和歌山県橋本市出塔二九 小林豊
治外三百七十一名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六六〇号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（四通）

請願者 愛媛県温泉郡中島町小浜 越智章
外百三十九名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六六一号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（七通）

請願者 兵庫県三原郡緑町広田四三二緑町
農業委員会内 奈良喜一外百五十
六名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一六六二号 昭和四十四年三月十九日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願（三十三通）

請願者 秋田県山王四ノ四ノ三秋田県開
拓農業協同組合連合会会長 高階
哲雄外八百一十一名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四八一号 昭和四十四年三月十四日受理

農林年金（農林漁業団体職員共済組合）法改正に關
する請願（十六通）

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野
二、六九七ノ二小鹿野町農業協同
組合長 栗原朝蔵外六百八十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一五〇四号 昭和四十四年三月十四日受理

農林年金（農林漁業団体職員共済組合）法改正に關
する請願（九通）

請願者 埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本
一、九六二 田中幸夫外四百五十

四名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一五三二号 昭和四十四年三月十七日受理

農林年金（農林漁業団体職員共済組合）法改正に關
する請願（十三通）

請願者 埼玉県大宮市桜木町四ノ二九五
野村英一外百九十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一四九二号 昭和四十四年三月十四日受理

国有林活用法案反対等に関する請願（百二十八通）

請願者 北海道士別市大通北一丁目 沢本
義一外千五百五十三名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一一〇四号と同じである。

第一五五七号 昭和四十四年三月十七日受理

国有林活用法案成立促進に関する請願

請願者 北海道空知郡南富良野町南富良野
町長 新田義男

紹介議員 河口 陽一君

国有林野活用に大道を切りひらく法律の制定につ
いては、われわれ国有林地帯農山漁民の永年にお
たる悲願である。幸いにして政府は、今国会に国
有林野の活用に関する法律案を提出されたので、
すみやかにこれが通過成立を期されるよう、強く
要望する。

昭和四十四年四月八日印刷

昭和四十四年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局